令和7年夏号

Smile通信 vol.27 ～改正情報他～

かるべ労務管理事務所

今年の夏も昨年同様に暑くなりそうです。 年々、気候の変化が激しくなり、天気予報のチェックをマメにするようになりました。体調の管理が難しいですが、体に優しい食事や良い睡眠を心がけて乗り切りましょう。

出生後休業支援給付金 スタート 2025年4月～

子の出生直後の一定期間に、両親共に14日以上の育児休業を取得した場合に、育児休業給付金に13%上乗せする形で支給されます。最大28日間支給となります。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。

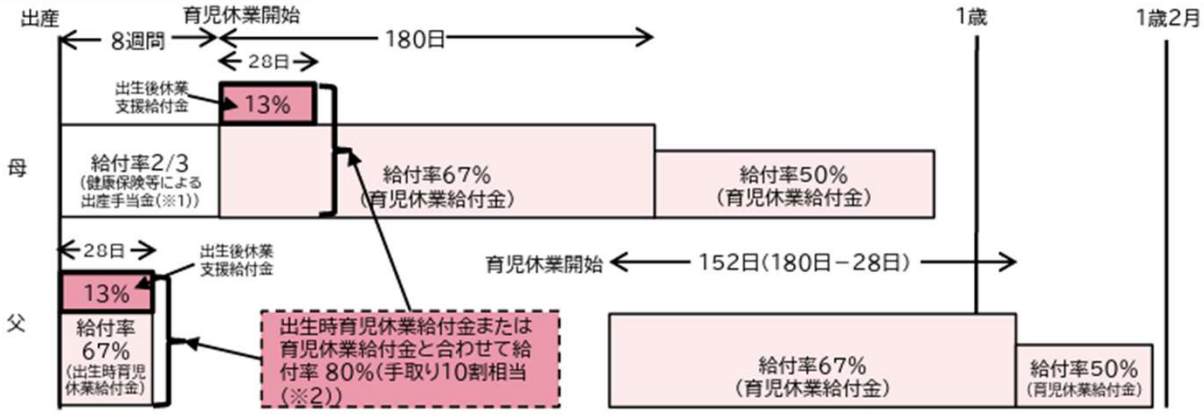

育児時短就業給付金スタート 2025年4月～

育児休業から復帰した労働者が、時短勤務し、給与が下がった場合に、原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。

社会保険料について ～ 注意してください ～

育児休業期間中の社会保険料について	➢ **育児休業中の保険料免除要件** 育児休業等開始日の属する月と終了日の翌日が属する月とが同一の場合に、育児休業等の日数が14日以上であれば保険料免除の対象となります。 ➢ **育児休業中の「賞与」の保険料免除要件** 賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含みます。
退職時の賞与の社会保険料について	➢ 賞与に対する保険料は、支給する賞与から控除することができます。退職月に支給する賞与は、月末に退職する場合を除き、保険料控除の対象となりません。 【例】 賞与支払日：7/10 退職日：7/15（喪失日7/16）の場合 資格喪失月の前月（6月）」までに支払われた賞与が社会保険料徴収の対象となるため、7/10に支払う賞与からは社会保険料は控除しません。

賞与保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月
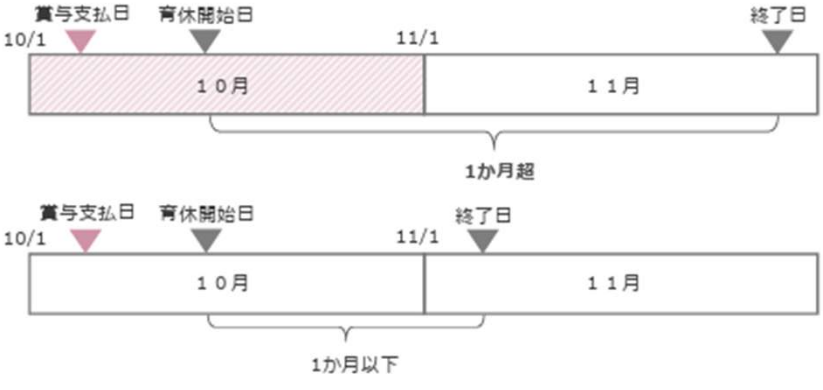
（例）